

議 第 226 号

平成30年9月3日提出

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例
第83号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」
を「、指定特定施設入居者生活介護」に、「第238条に規定する外部サービス利用型
指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」を「第217条第1項に規定する
指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」指定地域密着型特定施設入居者生
活介護（熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等
を定める条例（平成24年条例第86号）第130条第1項に規定する指定地域密着
型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」に、「外部サービス利用型指定介護予
防特定施設入居者生活介護」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第
226条」を「第203条第1項」に改め、同条第4項中「第2項」の次に「、第7
項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項
中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介
護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利
用型養護老人ホーム」という。）」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型

特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に、「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第10項中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号を1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

第22条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定、同条第7項の改正規定（「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める部分に限る。）及び同条第8項の改正規定並びに第22条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提出理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 102 号) の施行等に伴い、養護老人ホームに係る基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。